

## 第18回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年12月27日(月)午後2時00分から午後3時06分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(23名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鱈戸	英明
	1番	棚	範貴
	2番	小林	信也
	3番	山下	浩昭
	4番	橋本	浩弥
	5番	西田	利幸
	6番	中村	富士男
	7番	田村	信夫
	8番	高野	英一
	9番	佐藤	雅典
	11番	帰山	茂義
	12番	井田	留吉
	13番	澤邊	佳範
	14番	佐藤	悦啓
	15番	高橋	孝二
	16番	多田	篤
	17番	黒田	龍司
	18番	吉田	正宏
	19番	渡邊	ひろ子
	20番	佐久間	博孝
	21番	湯佐	茂雄
	22番	松本	誠

4 欠席委員 10番 森 勤子

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

- 第1号 十勝農業委員会連合会の要請活動について
- 第2号 農地法第5条の規定による許可の取消について
- 第3号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
- 第4号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

- 第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
- 第2号 農用地の買入協議に係る要請について

第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5号 農地法第5条許可に係る事業計画の変更について

第6号 現況証明について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長	川瀬 康彦
忠類支局長	高橋 宏邦
農地振興係長	菅原美栄子
忠類支局農地振興係長	広田 瑞恵
農地振興係主事	大西 千春
農地振興係主事	石塚 瑤人

## 7 会議の概要

議長

幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第18回農業委員会総会を開催いたします。

次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。

議事録署名委員に13番澤邊委員、14番佐藤悦啓委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。

事務局長

諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、10番森委員より欠席する旨の届出がございましたので、ご報告申し上げます。

議長

次に、報告第1号「十勝農業委員会連合会の要請活動について」を議題といたします。

事務局から報告第1号の説明をいたします。

事務局長

報告第1号「十勝農業委員会連合会の要請活動について」をご説明いたします。

別添にあります「報告第1号資料1」をご覧ください。

令和3年12月20日付け十農委連第42号、各市町村農業委員会会長宛て十勝農業委員会連合会会長発出文書であります。

1枚めくっていただき2枚目ではありますが、北海道選出国會議員等への要請活動の報告、こちらには要請活動を行った「日時、参加者、要請先」について記されているところであり、ご覧いただいているとおり、十勝農業委員会連合会会長他役員が上京し、農林水産大臣並びに国會議員に対して、3枚目になりますが、5ページにわたる「十勝農業委員会連合会の重点要請」を提出したところでもあります。

また、当該要請の内容ではありますが、令和3年3月30日開催の第9回農業委員会総会においてご承認をいただいております、本農業委員会から十勝農業委員会連合会に提出いたしました「令和4年度農業政策と予算に関する要望意見」

が反映されていることはもとより、令和3年11月29日開催の第17回農業委員会総会においてご承認いただいた「幕別町への意見書」と連動しているものであります。

本町における農業者の声につきましては、本農業委員会がやるべきこととして、町を通じ国等へ要請する、かつ、十勝農業委員会連合会からも要請活動を行うといった二つのルートにより、毎年、国等に対してお届けしているところであります。

なお、重点要請に伴う詳細説明につきましては、先ほど触れました今年3月および11月の総会でお諮りした要請、意見書の内容と同様でありますことから、本日は割愛させていただきますので、委員の皆様におかれましては、後ほどお目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第1号につきましては、報告のとおり承認されました。

議長

次に、報告第2号「農地法第5条の規定による許可の取消について」を議題といたします。

事務局から報告第2号1番の説明をいたします。

事務局

報告第2号、農地法第5条の規定による許可の取消について、農地法第5条の規定により許可した下記の農地について、申請者より許可の取消願の提出がありましたので報告いたします。

案件は、議案書1ページの1件であります。令和3年9月22日付けで許可をしておりましたが、令和3年12月14日付けで許可の取消願の提出がありましたので、受理いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

報告第2号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第2号1番については、報告のとおり承認されました。

議長

次に、報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。

事務局から、報告第3号1番から8番について説明を申し上げます。

事務局

報告第3号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人

	<p>幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告します。          案件は、議案書2ページから5ページの、今月16日、17日及び20日に町公社が利用調整を行った8件であります。          内容につきましては記載のとおりです。          以上で報告を終わります。</p> <p>議長 報告第3号1番から8番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>議長 質疑がないようですので、報告第3号1番から8番については、報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、報告第4号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。          事務局から、報告第4号1番から4番について説明をいたします。</p> <p>報告第4号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告します。          案件は、議案書6ページの4件でございます。          今月15日の現地調査で、現況について記載のとおり確認いたしました。          以上で報告を終わります。</p> <p>報告第4号1番から4番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、報告第4号1番から4番については、報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。          議案第1号1番から4番について、事務局から説明をいたします。</p> <p>議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により、合意解約通知があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第1号1番から4番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>これらの案件は売買のため解約するものです。          農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の</p>

解約が成立しているものと考えております。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第1号1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第1号1番から4番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第1号5番、6番につきましては、帰山委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(11番 帰山委員退席)

議長 それでは、議案第1号5番、6番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号5番、6番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は売買のため解約するものです。  
農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第1号5番、6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第1号5番、6番は原案のとおり可決されました。

(11番 帰山委員着席)

議長 次に、議案第1号7番から9番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号7番から9番について、議案書をもとに朗読】

7番の案件は売買のため、8番から9番の案件は返還のため解約するものです。

農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第1号7番から9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号7番から9番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。

議案第2号1番から3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号、農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申し出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて議決を求めます。

【議案第2号1番から3番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号1番から3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番から3番は原案のとおり可決さ

れました。

議長

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第3号1番、2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

【議案第3号1番、2番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号3番から6番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号3番から6番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページから3ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23 番

23 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第 3 号 3 番から 6 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第 3 号 3 番から 6 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第 3 号 7 番から 12 番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 3 号 7 番から 12 番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 4 ページから 6 ページのとおり、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18 番

18 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第 3 号 7 番から 12 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第 3 号 7 番から 12 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第 3 号 13 番から 16 番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 3 号 13 番から 16 番について、議案書をもとに朗読】



以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページから8ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいますので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号13番から16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号13番から16番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第3号17番、18番につきましては、黒田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(17番 黒田委員退席)

議長 それでは、議案第3号17番、18番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号17番、18番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号17番、18番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号17番、18番は原案のとおり可決されました。

(17番 黒田委員着席)

議長 次に、議案第3号19番から24番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号19番から24番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページから12ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号19番から24番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号19番から24番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号25番から32番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号25番から32番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページから16ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。これらの案件は、今月16日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号25番から32番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号25番から32番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号33番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号33番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書17ページ上段のとおり、同法第18条3項の各要件を満たしていると考えております。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。本件は、今年9月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号33番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号33番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号34番、35番について、事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第3号34番、35番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書17ページ下段から18ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。これらの案件は、今月16日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては、問題ないと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号34番、35番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号34番、35番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号36番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号36番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書18ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。この案件は、今月20日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号36番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号36番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第3号37番、38番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(19番 渡邊委員退席)

議長 それでは、議案第3号37番、38番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号37番、38番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書19ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。これらの案件は、今年17日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転につきましては問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号37番、38番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号37番、38番は原案のとおり可決されました。

(19番 渡邊委員着席)

議長 次に、議案第3号39番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号39番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書20ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。この案件は、今年11月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号39番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号39番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号40番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号40番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書20ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番 14番説明いたします。この案件は、今年11月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。  
以上で終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号40番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号40番は原案のとおり可決されました。

議長	次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。  【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】  この案件は、別添調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22番	22番説明いたします。この案件は、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。 なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしく申し上げます。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。  【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第4号2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】  この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2番	2番説明いたします。この案件は、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。 なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号3番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。この案件は、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。  
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号3番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号4番、5番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号4番、5番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書4ページから5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。



5 番 5 番説明いたします。4 番の案件は、後継者への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定、5 番の案件は、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第 4 号 4 番、5 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第 4 号 4 番、5 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第 4 号 6 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 賃借権に移ります。

【議案第 4 号 6 番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書 6 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22 番 22 番説明いたします。この案件は、今月 15 日に棚委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第 4 号 6 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第 4 号 6 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第 4 号 7 番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号7番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。この案件は、今月15日に棚委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号7番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号8番、9番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号8番、9番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書8ページから9ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番

13番説明いたします。これらの案件は、今月15日に棚委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号8番、9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号8番、9番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号10番、11番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号10番、11番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書10ページから11ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。これらの案件は、今月15日に棚委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号10番、11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号10番、11番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第4号12番につきましては、帰山委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(11番 帰山委員退席)

議長 それでは、議案第4号12番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号12番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書12ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は帰山委員であります  
が、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。  
本件は、今月15日に棚委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農  
地への影響がないことを確認しております。  
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願  
いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号12番は原案のとおり可決されました。

(11番 帰山委員着席)

議長 次に、議案第4号13番について、事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第4号13番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書13ページに記載されておりますとおり、農地法第3  
条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件につきましては、今月17日に高野委員、井田  
委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認して  
おります。  
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願  
いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号13番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

	<p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第4号13番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号14番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第4号14番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件は、別添調査書14ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
20番	<p>20番説明いたします。この案件につきましては、今月17日に高野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。</p> <p>なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第4号14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第4号14番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第5号「農地法第5条許可に係る事業計画の変更について」を議題といたします。</p> <p>議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第5号、農地法第5条許可に係る事業計画の変更について、農地法第5条許可に係る事業計画変更承認申請があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件は令和3年3月30日の第9回総会で審議され、令和3年4月23付けで許可をしたものであります。</p> <p>本件は牛舎等の建設を目的に転用申請があったものですが、新型コロナウイルス感染症流行の影響で、輸入資材の納品が滞っており、牛舎の建築作業が一時停止したことにより、期間までの完成が困難となったことから、事業計画変更承認申請により、工事期間を令和4年5月31日まで延期させていただきたい</p>

旨の申請があったものです。  
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第6号「現況証明について」を議題といたします。  
議案第6号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第6号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第6号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明します。この案件につきましては、本来、地区担当委員は森委員ですが、現地調査当日は都合が付かず、代わりに私が地区担当委員として出席いたしましたので、私の方から説明いたします。

本件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月15日に棚委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第6号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号2番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月15日に棚委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第6号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第6号3番、4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月15日に棚委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第6号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号3番、4番は原案のとおり可決されました。

議長	次に、議案第6号5番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第6号5番について、議案書をもとに朗読】  以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
12番	12番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に高野委員、佐久間委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第6号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。  【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第6号5番は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。 これもちまして、第18回農業委員会総会を閉会します。
事務局長	ご起立願います。ご苦労様でした。